〔自治体首長名〕殿

私の個人番号を通知書に記載しないことを求めます

2017年　　月　　日

住所

氏名

【要請趣旨】

地方税法施行規則の一部改正（15年10月）により、地方税の「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（以下、通知書）に個人番号欄がもうけられました。今年5月から自治体が発出する通知書に個人番号を記載して、特別徴収義務者である事業者に送付することを総務省が強く求めています。

しかし、なんの了解もなく、私の個人番号が自治体から勤務先の民間事業所に知らされてしまうことに、強い懸念と不安を抱いています。

なぜなら、個人番号制がすでに導入されている米国や韓国では、何千万人という単位の個人情報が漏えいし、深刻ななりすまし被害も出ています。日本でも、民間企業や自治体が誤って個人番号が漏えいさせる事故が相次いでおり、制度に対する信頼が持てないからです。また、通知書に記載された番号は、事業所が本人に通告さえすれば地方税以外の分野でも使い回しできるとの見解もあり、私の個人番号が勝手に使われることに対して精神的苦痛を感じるからです。

この間、全国商工団体連合会など多くの市民団体が参加して行った交渉において、総務省は「番号を記載しないと決めた自治体への地方税法上のペナルティーや罰則はない」「アスタリスク表示を強制的にやめさせる権限・物理的手段はない」と回答しています。

私の個人番号を私の了解も得ずに勝手に通知書に記載し、勤務先の民間事業所に利用させることは、憲法に保障されたプライバシー権を侵害する行為に当たります。

以上の趣旨から、下記内容の要請をいたしますので、何卒、善処をよろしくお願いします。

【要請事項】

**私の個人番号を通知書に記載しないこと**

以上